

東日本医科学生総合体育大会 参加者補償制度

本大会では、東日本医科学生総合体育大会参加者補償制度に基づき、大会参加者が大会参加中に被った傷害、疾病、熱中症について、下記の通り補償いたします。(全日本医科学生体育大会王座決定戦での活動を含みます)

1. 補償対象者

- ・ 下記に該当する大会参加者全員が対象

- ①登録した選手、マネージャー（最終エントリー終了し、登録された方）
- ②選手以外の大会運営上必要な関係者（審判員、補助員、派遣医師）

2. 補償期間

- ・ 大会参加中（往復途上を含む）

（具体例）

- ・ 大会開催中（管理下中）に被った傷害等は補償の対象。
- ・ 会場までの往復途上に被った傷害等は補償の対象。
- ・ 宿舎から会場までの往復途上の傷害等は補償の対象。
- ・ 地元での競技開催の場合は、自宅から会場までの往復途上に被った傷害等は補償の対象。
- ・ 往復途上の自動車事故で被った傷害等は補償の対象。

※ただし、寄り道をしているときに被った傷害等、宿泊施設内の傷害等は、大会参加中ではなく、補償の対象外。

3. 補償内容、補償金額（補償対象者1名につき）

（1）傷害に関する補償

- ・ 大会参加者が、大会参加中に被った「傷害」による死亡・後遺障害、入院、通院、手術を補償。
- ・ 以下「傷害」とは、「急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害」による死亡・後遺障害、入院、通院、手術をいう。

○傷害死亡補償金 : 2,000万円

→傷害のため、事故の日から180日以内に死亡した場合、傷害死亡補償金の全額2,000万円を補償。

○傷害後遺障害補償金 : 2,000万円に後遺障害の程度に応じた所定の割合を乗じた額

→傷害のため、事故の日から180日以内に後遺障害が発生した場合、後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害補償金の3%~100%（60万円~2,000万円）を補償。

○傷害入院補償金 : 1日につき10,000円（入院180日を限度）、

傷害通院補償金 : 1日につき6,000円（通院90日を限度）

→傷害のため、日常生活や仕事に支障が生じ、事故の日から180日以内に医師の治療を受け、入院、通院し、日常生活や仕事ができるようになるまでの治療日数を補償。

○傷害手術補償金 : 傷害入院補償金日額に、手術の内容に応じた所定の割合を乗じた額

（2）熱中症に関する補償

- ・ 大会参加者が、大会参加中に被った「熱中症」による入院、通院、手術を補償。
- ・ 以下「熱中症」とは、「急激、かつ外来による日射または熱射によって、その身体に障害を被った場合の入院、通院、手術」をいう。

- 熱中症入院見舞金 : 1日につき10,000円(入院180日を限度)、
- 熱中症通院見舞金 : 1日につき6,000円(通院90日を限度)
- 熱中症のため、日常生活や仕事に支障が生じ、事故の日から180日以内に医師の治療を受け、入院、通院し、日常生活や仕事ができるようになるまでの治療日数を補償。
- 熱中症手術見舞金 : 熱中症入院見舞金日額に、手術の内容に応じた所定の割合を乗じた額

(3) 疾病に関する補償

- ・大会参加者が、大会参加中に被った「疾病」による死亡・後遺障害を補償。
- ・以下「疾病」とは、傷害以外の身体の障害のうち、急性虚血性心疾患(心筋梗塞)・急性心不全等の心臓疾患、くも膜下出血・脳内出血等の急性脳疾患、低体温症、日射病・脱水症・熱中症(熱射病)、細菌性食物中毒およびウイルス性食物中毒による死亡・後遺障害をいう。

- 疾病死亡見舞金 : 200万円
- 疾病のため、事故の日から180日以内に死亡した場合、疾病死亡見舞金の全額200万円を補償。
- 疾病後遺障害見舞金 : 200万円に後遺障害の程度に応じた所定の割合を乗じた額
- 疾病のため、事故の日から180日以内に後遺障害が発生した場合、後遺障害の程度に応じて、疾病後遺障害補償金の3%~100%(6万円~200万円)を補償。

4. 補償の対象とならない主な事由

- ・大会参加中以外(管理下以外)の傷害等
- ・宿泊施設内の傷害等
- ・食中毒、伝染病(ただし、上記3-(3)の疾病に該当するものは補償の対象)
- ・補償対象者、死亡補償金受取人の故意による傷害等
- ・自殺行為、犯罪行為、闘争行為による傷害等
- ・地震、噴火、津波による傷害等
- ・原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの。
- ・自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転している間の事故
- ・脳疾患、疾病または心神喪失(ただし、上記3-(3)の疾病に該当するものは補償の対象)
- ・妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療措置。
- ・入浴中の溺水
- ・原因がいかなる場合でも誤嚥(えん)によって生じた肺炎

等

任意加入制度

(国内旅行傷害保険)

本大会では、東日本医科学生傷害補償制度に加え、更に充実した補償を必要とされる場合に備え、「上乗せ補償制度」を用意しております。「上乗せ補償制度」は、希望者が選択により加入いただけます。(任意加入制度)

1. 被保険者

- ・大会参加者の中で、希望により加入された方

2. 保険期間

- ・各競技の開催期間中、大会参加者が、自宅を出発してから自宅へ戻るまでの間（国内旅行中）
※上乗せ補償制度は、寄り道での傷害、宿泊施設内での傷害も補償の対象となります。

3. 加入方法

- ・被保険者の①氏名（カタカナ）、②生年月日、③性別、④参加する競技を所定の書面により通知いただきます。

4. 補償内容、補償金額（補償対象者1名につき）

(1) 補償内容

- ・大会参加者が、大会参加中（国内旅行中）に被った「ケガ」を補償。
- ・以下「ケガ」とは、「急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害」をいう。
※上乗せ補償制度は、疾病、熱中症は補償の対象とはなりませんので、ご注意下さい。

○死亡保険金 : 1,000万円

→大会参加中（国内旅行中）の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害保険金額の全額1,000万円を補償。

○後遺障害保険金 : 1,000万円に後遺障害の程度に応じた所定の割合を乗じた額

→大会参加中（国内旅行中）の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%（40万円～1,000万円）を補償。

○入院保険金日額 : 1,500円（入院180日を限度）

通院保険金日額 : 1,000円（通院90日を限度）

→大会参加中（国内旅行中）の事故によるケガの治療のため、事故発生の日から180日以内に病院・診療所に入院、通院した場合を補償。

○手術保険金 : 国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含め

180日以内に被保険者が手術を受けた場合

入院中に受けた手術の場合…入院保険金日額×10

入院中以外の手術の場合…入院保険金日額×5

(2) 保険料

- ・競技ごとに保険期間を設定いたします。保険期間は、競技日程ごとに異なるため、保険料も競技日程ごとに異なることとなります。
- ・具体的な保険料は、加入申込をいただいた後、改めてご案内いたします。

(保険料例)

補償期間 保険金額	2日まで	4日まで	7日まで	14日まで
死亡・後遺障害保険金額	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
入院保険金日額	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
通院保険金日額	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
保険料	228円	276円	332円	461円

※このご案内は 2024 年 4 月時点の内容であり、保険の特徴を説明したものです。詳細は、パンフレットをご覧ください。

以上

(引受保険会社)

三井住友海上火災保険株式会社
群馬支店 群馬第一支社
〒371-0023
群馬県前橋市本町 2-10-4
連絡先：027-221-1623

(代理店・取者)

株式会社 北栄
〒371-0023
群馬県前橋市本町 2-10-4
連絡先：027-243-3111

承認番号：B23-902805 承認年月：2024年1月